期中改定のポイント(令和7年4月1日より適用)

- p.22 **◎医療 DX 推進体制整備加算**(令和 6 年 10 月に改定あり。期中改定 2 回目)
 - 1 [+9]、2 [+8]、3 [+6] (令和6年10月改定)
 - \rightarrow 1 [+11]、2 [+10]、3 [+8] 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる 4 [+9]、5 [+8]、6 [+6] 電子処方箋要件がない
 - 1・4 マイナ保険証利用率が 45% (適用時期 4~9 月、利用率実績 1 月~)
 - 2 5 " 30%
 - 3 6 " 15%

p.69 歯科衛生実地指導料 ◎口腔機能指導加算 [+10] → [+12]

歯科診療所において、より専門的な業務を行う歯科衛生士を確保し、限られた人材で 歯科医療を効率的に提供する観点から、歯科衛生士の業務の評価を見直す。

p.112 ◎在宅医療 DX 情報活用加算 [+8] →<u>1 [+9]</u>、<u>2 [+8]</u>

電子処方箋を導入した医療機関を基本とした評価に改め、未導入の医療機関との間で加算点数に差を設定。

p.318 ◆印象採得の加算 [同様の改定: 咬合採得 (p.323)、仮床試適 (p.324)]

歯科診療所において、より専門的な業務を行う歯科技工士を確保し、限られた人材で 歯科医療を効率的に提供する観点から、歯科技工士の業務の評価を見直す。

歯科技工士連携加算 1 [+50] (+75) \rightarrow [+60] (+90) (歯科医師が技工士と対面で色調採得・口腔内の確認をし、補綴物の製作に活用)

歯科技工士連携加算 2 [+70] (+105) → [+80] (+120) (歯科医師が技工士と情報通信機器を用いて色調採得・口腔内の確認をし、補綴物の製作に活用)

その他

入院時の食費の基準の見直し

2024 年度改定で 1 食当たり 30 円引き上げたが、食材費の高騰が続いているため、1 食当たり 20 円引き上げ。

- ・入院時食事療養費(I)(1食)670円→690円(流動食のみ605円→625円)
- ・入院時食事療養費(Ⅱ)(1食)536円→556円(流動食のみ490円→510円)
- ・入院時生活療養費 (I) (1食) 584 円→604 円 (流動食のみ 530 円→550 円)
- 入院時生活療養費(Ⅱ)(1食)450円→470円